

令和4年9月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和4年9月28日（水）
開会 午後1時30分
閉会 午後3時00分
- 2 開催場所
尾張旭市役所201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員11名
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、事務局補佐、主事
- 7 議題等
第19号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第20号議案 農用地利用集積計画の決定について
第21号議案 瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画の変更について
報告事項12 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより9月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。</p> <p>議事録署名者は、森下幸夫委員、若杉満委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第20号議案「農用地利用集積計画の決定について」が2件、第21号議案「瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画の変更について」でございますのでよろしくお願いいたします。</p>

会 長	<p>それでは早速ですが、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第19号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定に基づく農地転用に関する許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>また、他の行政庁の許可・認可等については、建築物であるため、都市計画法の申請がされています。</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくをお願いします。</p> <p>第19号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
若杉 満 委 員	<p>9月22日、飯沼勝則委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、南栄町地内で国道363号線晴丘交差点から南進した南栄町交差点の南東約300メートルに位置しています。申請地周辺は住宅と農地が混在しており、とりわけ申請地は三方向が民家等に囲まれています。</p> <p>転用目的は店舗で、婦人服やアクセサリーの販売で、雨水排水及び污水雑排水は北側既設排水路へ放流する計画です。</p> <p>選定理由としては、申請者は現在長久手市内で自宅の一部を倉庫として活用し婦人服の販売をしています。事業拡大していくにあたり、競合の少ない申請地を選定したものです。</p> <p>長年耕作せず雑種地として使用されており、三方向は農地として活用されていないことから、周辺農地への影響はありません。</p> <p>以上のことから、調査員の意見としては許可基準を満たすと判断し、許可相当と考えます。</p> <p>よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第19号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>第19号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>

会 長	<p>挙手全員により、第19号議案については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、第20号議案「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第20号議案について説明します。</p> <p>この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定による農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定する「一括管理方式」と呼ばれる方法に基づいた権利設定でございます。</p> <p>内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>なお、案件が2件ございますが、一括で審議をお願いします。</p> <p>【第20号議案 調書の説明】</p> <p>なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第20号議案について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
会 長	<p>質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>第20号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、第20号議案については賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、第21号議案「瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画の変更について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 補佐	<p>それでは、第21号議案「瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画の変更について」説明します。</p> <p>この議案は、農業振興地域整備計画に定められている農用地利用計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、市町村長が農業委員会の意見を聴くものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。なお、申請が2件ございますので、それぞれ調書を読み上げ、個別に審議をお願いいたします。</p> <p>【番号1 調書を朗読】</p>

	<p>番号1の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>番号1の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、番号1を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
松原圭子 委 員	<p>9月25日、加藤清徳委員、荒谷弘美委員と現地を調査しました。ちょうど所有者の方が収穫にみえていたのでお話を聞くことができました。</p> <p>申出地は、北山町地内で県道上半田川名古屋線下井町西交差点から北へ約150メートルに位置しており、東中学校に隣接しています。現在、ミカンや柿、ナス等の作物がつくられており、南北に長い土地を半分に切り、北側に平屋建てを建築するものです。</p> <p>申出理由は、申出人は賃貸住宅暮らしで、手狭であることから、祖父所有の土地に分家住宅を建築するものであり、自分の生まれ育った尾張旭で今後子育てしていくことから、将来に希望が持てるとの事でした。</p> <p>北側の前面側溝は排水路であり、道路には水道管が埋設されています。また、周辺は畑作利用者のみで給排水への支障はないことから、周辺農地への影響はないものと考えます。</p> <p>以上から調査員の意見としては本件申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号1について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>ここの畑作利用者は、複数の方が耕作されている場所でしょうか。</p>
松原圭子 委 員	<p>それは隣の角の所です。申請地は真ん中に軽トラック用の進入路があり、その東側を貸して、西側を自分で耕作しています。貸している部分は、来年4月には返還されると聞いています。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号1について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号1について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、番号2について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>番号2について、説明させていただきます。</p> <p>【番号2 調書を朗読】</p> <p>番号2の調書の説明は以上でございます。</p> <p>また、市の変更内容個別検討調書より、農用地区域除外の要件を満たす理由について、担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【変更内容個別検討調書説明】</p> <p>番号2の説明は、以上でございます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>それでは、番号2を調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。</p>
荒谷弘美 委 員	<p>9月25日、加藤清徳委員、松原圭子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は 稲葉町地内で県道上半田川名古屋線稲葉町東交差点から東へ約200メートル進んだ南側に位置しています。当該区域は、令和2年11月農業委員会定例総会第24号議案にて可決された区域です。今回の申出は、その区域外に取り残された1区画の農地を追加除外するもので、その目的は令和2年度と同様、企業の工場建設でございます。</p> <p>排水計画については、令和2年度の事業計画地と当該農地を統合し、当初の計画通り雨水排水は雨水貯留施設を経て西側既設排水路へ放流し、汚水雑排水は公共下水道へ接続する計画で、変更はありません。また、周辺に農地はないことから、周辺農地への影響もありません。当該農地は従来から遊休農地となっており、権利者の諸般の事情で雑草が生い茂っている状況でもあり、通行の安全面等、総合的に判断すると本件申出はやむを得ないと考えます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>番号2について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
松原八壽雄 委 員	<p>この農地の愛知用水の分水弁を管理している立場からすると、この一つの農地のためにこれを今後維持管理していかなければいけないかと考えていたため、話が付いて良かったです。これが最適な状況だと思います。</p>
会 長	<p>他に質問もないようですので、これより採決に移ります。</p> <p>番号2について、賛成のかたは挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>挙手全員により、番号2について賛成することに決定しました。</p> <p>続いて、第21号議案「瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画の変更案」について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局 補佐	<p>この議案は、尾張旭市が瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業委員会に意見を求めるものでございます。</p> <p>先ほどの2件の計画変更は、事業者側からの個別の事情による農用地区域からの除外、いわゆる個別案件による変更でしたが、こちらは市が主体となって農振整備計画を全体見直しにより変更するものでございます。それでは、この全体見直しの概要について担当より説明させていただきます。</p>
事務局	<p>【資料説明】</p> <p>全体見直しの概要について説明は以上です。よろしくご審議お願いいたします。</p>
会 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。「瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画の変更案」について、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
若杉 満 委 員	<p>現在の農用地区域は、水田が主体となっていますが、畑主体の本地ヶ原の地区にも優良農地は多くあります。農用地区域とするには制限がかかるので、地権者の方から賛同を得るのは難しいとは思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>農振法に農用地区域に指定すべき農地の要件として、10ヘクタール以上の集団農地であること、土地改良事業の実施された農地であること等があげられます。本市の場合、過去に土地改良事業が実施された区域はすべて農用地区域に指定されていますが、本地ヶ原の場合、現在10ヘクタール未満であること、開拓事業によって整備された農地であることから、農用地区域として指定すべき農地の要件には該当しません。また、上の山地区のような宅地等によって細断化されているような集落介在農地についても同様です。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>10ヘクタールというのは、何をもとにした基準なのでしょう。全国的な統一の基準なのか、愛知県独自の都市近郊型のものなのか。</p>
事務局	<p>全国的な基準です。もっとも10ヘクタール未満でも隣接している農用地とまとめて農用地区域に指定する場合があります。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>一律というのはいかかなものなのでしょうか。認定農業者のためにも規模の大きい農地を守る必要はありますが、もっときめ細かく、Uターンや年金農業者などにとっては、基盤整備がされていない所でも必要な農地、守るべき農地はあるかと思えます。</p>
事務局	<p>優先順位といいますか、ここは市として注力して守っていくところという認識でいただければと思います。</p>
松原八壽雄 委 員	<p>基盤整備事業区域内の面積で数値が増えている箇所がありますが、何故ですか。</p>

事務局	今回の見直しに合わせて、数値を整理したためです。今回の見直しでは、現況地目別に登記面積を積み上げて集計していますので、新しい整備計画ではこの数値でいきたいと考えています。
会 長	農用地区域内農地と集落介在農地、その他農用地について、農業委員会で審議していくうえで気を付ける点はありますか。
事務局	農用地区域内であれば、まずは農振除外をしたうえで農地転用申請という流れになりますが、それ以外の区域では、農地転用申請がいきなり出てくることになります。農地転用の際には、農地法上の立地基準からみた農地区分によって取扱いが変わってきます。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。「瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画の変更案」について、賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、「瀬戸・尾張旭農業振興地域整備計画の変更案」について賛成することに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。次に報告事項に移ります。報告事項12「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」事務局より報告をお願いします。
事務局 補佐	<p>それでは、報告事項12「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>1としまして、農地法第4条による届出が、1件で514平方メートル、主な概要は、東栄町地内で一般個人住宅1件です。</p> <p>2としまして、農地法第5条による届出が、2件で1,425平方メートル、主な概要は、白鳳町地内ほかで一般個人住宅1件、その他サービス1件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。
事務局	今月は特にございません。

会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は10月28日(金)午後1時30分から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>
-----	--